

仙台市立向山小学校いじめ防止基本方針（概要版）

国：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年仙台市条例第28号）

仙台市立向山小学校いじめ防止基本方針（平成31年4月30日策定 改訂：令和3年3月10日）

<キーワード>

・学校組織で対応 ・いじめの防止 ・いじめ発見時の対応 ・家庭・地域との連携 ・重大事態への対応

I 基本理念

- ・いじめはしない・させない・許さない
- ・いじめの早期発見と適切かつ迅速な対応
- ・地域とともに歩む学校～家庭や地域・関係機関との確実な協力と連携

II いじめの防止等のための対策

1 学校組織で対応

- (1) 「いじめ対策委員会」の組織と対応手順・年間計画
- (2) いじめ重大事態の場合の「いじめ調査委員会」の設置と対応方針

2 いじめの防止に関する取組 ～思いやりにあふれ・いじめを許さない児童の育成～

- (1) 小・中9年間を連続されたカリキュラム編制と教育活動の推進
- (2) いじめ防止の組織対応システムと校内体制
- (3) 職員の資質向上に向けた校内研修の充実
- (4) 学級経営の充実と個に配慮した学級づくり
- (5) 児童が主体的に参加・活躍できる場や授業づくり

3 いじめの早期発見といじめ対応

- ・いじめ早期発見の方法と相談体制
 - ・いじめを認知した場合の迅速かつ適切な対処と留意点
- (1) 被害児童への対応と留意点
 - ① いじめから徹底的に守る
 - ② 表面的な解決で終わらせず支援の継続
 - (2) 加害児童への対応
 - ① いじめの背景の理解といじめへの指導
 - ② 内省と今後の行動へ向けた指導
 - (3) 観衆・傍観児童への対応
 - ① いじめは学級や学校全体の問題として対応
 - ② いじめに対応する教師の真摯な姿勢
 - (4) 保護者との連携
 - ・いじめの加害・被害児童の保護者と事実と対応方針の共有，理解協力関係の継続

4 家庭や地域との連携

- (1) いじめ防止等の学校の取組について定期的な周知
- (2) いじめを認知した場合の保護者との連携方法について周知
- (3) 学校・児童生徒・家庭・地域4者間の「いじめ防止地域連携会議」の定期開催
- (4) 保護者支援や相談体制の構築といじめ防止に係る情報等の提供
- (5) 既存の連携組織（健全育成委員会，学校支援地域本部，民生児童委員，社会を明るくする運動，学校防犯ボランティア等）との連携の継続
- (6) 家庭・地域ぐるみの活動への参加推奨と地域の一員として意識付けの強化
- (7) 関係機関や児童館，幼稚園・保育所，中学校，他校との連携及び引継の強化

III 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味
- 2 重大事態の発生と調査
- 3 調査結果の提供及び報告

重大事態対応手順

IV その他の重要事項

- 1 学校いじめ防止基本方針の周知
- 2 不断の見直し～PDCAサイクルの評価と改善